

## 〔避難者支援〕出口料金所で提示が必要な書面

- ・入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面提示が必要となります。（原本の提示が必要：コピー不可）

	確認事項	必要書面
原発事故以外の避難者	①被災の有無	被災証明書 <sup>※1</sup> 又は罹災証明書 <sup>※2</sup>
	②避難元	被災時に下表の市町村を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 〔被災証明書、罹災証明書、運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの〕
	③避難先	下表の市町村以外の市町村を生活の本拠としていることの確認ができる書面（被災後に移転したものに限り） 〔住民票の写し、運転免許証 <sup>※3</sup> 、自治体からの通知文書（押印入り）等の公的機関が発行するもの、及び、公共料金 <sup>※4</sup> の請求書・領収書〕
	④本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面
原発事故による避難者	①避難元	被災時に警戒区域等 <sup>※5</sup> を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 〔運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの〕
	②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

### ○避難元対象市町村

青森県	八戸市、おいらせ町、階上町（3市町村）
岩手県	全市町村（33市町村）
宮城県	全市町村（35市町村）
福島県	全市町村（59市町村）
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、大洗町、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町（12市町村）

### （注意事項）

- ※1 発行市町村により名称が異なる場合がある
- ※2 罹災証明書の発行に時間を要している市町村があるため、当面の間、罹災届出証明書でも可能
- ※3 記載事項を変更して、裏面に避難先住所が明記されているもの
- ※4 電気、都市ガス、水道、電話、NHKを対象
- ※5 警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域